

議案第 5 号

飯能市土地開発基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例（案）

飯能市土地開発基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和 4 5 年条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「6 億円」を「5 億円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 4 年 2 月 2 5 日提出

飯能市長 新 井 重 治

飯能市土地開発基金の設置、管理及び処分に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
(基金の額) 第2条 基金の額は、 <u>5億円</u> とする。	(基金の額) 第2条 基金の額は、 <u>6億円</u> とする。